

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 平場地域

(1) 現況

本地域は、平野が広がる恵まれた生産条件を生かした稲作中心の穀倉地域であり、県北地域最大の食料供給基地として発展し、農業は基幹産業のひとつとなっている。

近年では、県内一位の生産量を誇るアスパラガスのブランド化を行っていることもあり、地域において、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、農業者の減少や高齢化などにより、担い手農業者の維持管理の負担増加が懸念されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。）第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業の実施を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中山間地域

(1) 現況

本地域は、背後に山を控える豊かな自然環境のもと、国土保全や自然景観の保全など、多面的機能を有しているものの、棚田等の傾斜農地や積雪が多いなど生産条件が厳しい地域で、さらに過疎化や高齢化も進行しており、耕作放棄地の拡大などによる多面的機能の低下が懸念されている。

このため、持続的な農業生産に向けた取組や農業用施設の保全管理のための共同活動を推進し、耕作放棄地の発生を防止する必要がある。

また、近年では、県内一位の生産量を誇るアスパラガスのブランド化を行っていることもあり、地域において、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することや、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	平場区域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	平場区域 (旧加治川村)	法第3条第3項各号に掲げる事業
③	中山間区域 (旧赤谷村、旧米倉村、 旧中浦村 2-2、旧川東村、 旧菅谷村、旧松浦村、旧 松塚村 2-1)	法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

・法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、この計画に定めることのほか、以下のとおり定めることとする。

1 対象地域及び対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に新発田市対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のため基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

旧赤谷村、旧米倉村、旧中浦村 2-2

- (イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を含む。）

旧加治川村

- (ウ) 県知事が指定する地域（特認地域）

- a 農林統計上の中山間地域

旧川東村、旧菅谷村、旧松塚村 2-1

- b 耕作放棄率または農業従事者高齢化率が県平均以上の地域

旧松浦村

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田

- (ウ) 市長の判断によるもの

- a 緩傾斜農用地

- (a) 急傾斜農用地と連担又は一体的に農用地の保全に向けた共同取組活動が行われている緩傾斜農用地

緩傾斜農用地が急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）又は一体的に農用地の保全に向けた共同取組活動が行われている場合。

- (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

- (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

- (ii) 土壌条件が著しく悪い場合

- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

- (エ) 新潟県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、当市の担い手リストに定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については交付対象とする。

交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を市長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金交付対象とすることができる。

- ・法第3条第3項第3号に掲げる事業については、この計画に定めるもののほか、必要な事項は新発田市環境保全型農業推進方針で定めることとする。